

GX 実現に向けた実行フェーズへの政策実装

～時代の要請に応じた支援と規律～

令和8年8月24日

自然エネルギー協議会

世界各地で異常気象や自然災害が頻発する中、気候変動問題への対応は国際社会共通の課題となっている。現在、世界では136の国・地域がカーボンニュートラル目標を表明しており、その GDP は世界全体の約7割を占めるなど、脱炭素化は環境政策にとどまらず、国際的な経済・産業競争の前提条件となっている。

我が国においても、2050年カーボンニュートラルの実現を国際公約として掲げ、その達成に向けた取組を進めている。一方で、エネルギー自給率は2024年度速報値で16.4%にとどまり、OECD 加盟国の中でも依然として低い水準にある。また、2024年の化石燃料輸入額は約24兆円に達しており、高付加価値製品の輸出によって獲得した外貨の多くが化石燃料の輸入に充てられ、国富が海外へ流出している。さらに、中東情勢の緊迫化を受け、非効率石炭火力における稼働抑制誘導措置を、2026年度においては適用しないなど、我が国のエネルギー供給構造の脆弱性も改めて浮き彫りとなっている。

こうした中、政府においては、租税特別措置・補助金見直しの取組、いわゆる日本版 DOGE を通じて分野横断的な政策・支援措置の点検が進められている。本年7月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2026」では、租税特別措置・補助金・基金について、各府省庁による自己点検にとどまらず、令和9年度予算編成過程で精査し、政策効果の高い分野へ重点化する方針が示された。

また、不適切な事業への厳格な対応を図るため、メガソーラー対策パッケージにおいて制度の見直しや事業規律の強化が進められている。一方で、同パッケージでは、地域との共生が図られた望ましい事業を促進する方針が示されている。さらに、本年7月に閣議決定された「日本成長戦略」においては、17分野に対する大規模な「危機管理投資」・「成長投資」が示され、次世代型太陽電池、洋上風力、水素等を通じて、我が国の産業競争力強化と地域の脱炭素化に向けた取組が進められている。このように、脱炭素政策を取り巻く環境は、事業規律の強化と成長投資の拡大の両面で大きく変化している。

自然エネルギー協議会は15周年を迎える。これまで我々は国に対し、再エネの主力電源化に向けた提言を継続的に重ねてきたが、脱炭素社会の実現に向けた取組は新たな局面を迎えている。以下、その実現に向けた施策について提言を行う。

1. 再生可能エネルギーと地域との共生・メガソーラー対策パッケージ

再エネについては、2012年の固定価格買取制度開始以降、特に太陽光発電の導入が急速に拡大した一方で、自然環境、安全、景観などの面から地域において様々な懸念が生じる事例も見られている。再エネの導入拡大に当たっては、地域との共生が図られることが大前提である。地域との共生が図られた望ましい事業は促進する一方で、不適切な事業に対しては厳格に対応する必要があるとの考え方の下、政府は令和7年12月に「大規模太陽光発電事業(メガソーラー)に関する対策パッケージ」を決定した。

- 本年7月、環境影響評価法施行令の一部を改正する政令が閣議決定され、環境影響評価の対象となる太陽光発電事業の規模が見直された。これを踏まえ、制度改正の趣旨や運用方針等を地方公共団体へ十分に周知し、必要な連携を図ること。あわせて、環境影響評価に関する適切な実施を通じて、地域との共生を確保する取組の実効性を高めること。
- 本年5月に太陽電池廃棄物の再資源化等の推進に関する法律が成立した。今後、2030年代後半から大量排出が見込まれる使用済太陽光パネルの適切な廃棄・リサイクルを確保するため、地域における太陽光パネルリサイクル施設の処理能力等の実情を踏まえ、リサイクル費用の低減に向けた技術開発やリサイクル設備の導入等への支援を行うこと。
- 再エネ賦課金を財源とする FIT/FIP 制度について、事業用太陽光発電(地上設置)は令和9年度以降の新規支援が廃止されることとなった。こうした支援の見直しを踏まえ、地域共生型の太陽光発電の導入拡大に向け、屋根設置や PPA 方式の活用に対する支援を重点化すること。
- 地域における再エネの長期安定電源化に向けては、適切な再投資を行いながら、長期安定的な事業継続と地域との共生を確保し、太陽光発電を地域に定着させることのできる責任ある事業者の存在が不可欠である。地域の信頼を得られる責任ある主体への事業集約に向け、「長期安定適格太陽光発電事業者」の認定を促進すること。

「地球温暖化対策推進法」の促進区域の設定については、固定資産税の軽減措置や都道府県との共同策定の仕組みの導入に加え、令和7年度補正予算では設定に向けたゾーニング等への支援が措置された。今後も、促進区域の設定を後押しする継続的な支援が重要である。

- 地方公共団体の各地域の実情に応じ、地球温暖化対策推進法に基づく促進区域を適切に設定できるよう、実効性のある支援を引き続き行うこと。

昨年5月に続き、秋田県内で風車ブレードの折損事故や小型風車のタワー倒壊事故など、わずか1年足らずで複数回の重大事故が発生したことは、地域住民に不安を与えるとともに、風力発電事業に対する信頼の維持にも影響を及ぼしかねない。

- 今後、詳細な検証結果を早期に公表するとともに、安全確保を前提として、再エネの普及拡大を推進する適切な対応策を講じること。また、事故発生時における地方公共団体への情報共有及び連絡が迅速かつ確実に行われるよう、全国統一的な枠組みを整備すること。

エネルギー基本計画で示された再エネ導入目標を達成するためには、電源容量の増強が不可欠である。併せて、発電所の立地地域との共生や地域の理解促進も一層重要となる。今後、地域振興と理解促進の取組を通じて、再エネの円滑な導入が期待される。

- 「電源立地地域対策交付金」は太陽光や風力は含まれておらず、今後の脱炭素社会の実現に向け、一定規模以上の再エネ電源を対象に交付金制度を拡充すること。

「地球温暖化対策推進法」では、都道府県等は地方公共団体実行計画に、再エネの目標値を定めることが義務化されたものの、FIT/FIPによらないデータが揃っていない。

- 国から計画策定や再エネの追加性が求められており、PPA や自家消費が増加している中、FIT/FIP 以外のデータの把握ができないことから、都道府県が漏れなく把握できるように情報を整備すること。

RE100における技術要件の改定により、令和6年1月以降、新設又は運転開始15年以内の電源からの調達が必要となったことから、多くの水力発電はRE100において再エネの対象外となり、非化石証書などの価値を得ることができないおそれがある。

- 再エネの主力電源化には、水力発電を始めとする既存の再エネの継続運営が必要不可欠であることから、RE100対象外となる15年超の施設で発電した電力についても、環境価値が適正に評価されるよう関係各所に働きかけること。

2. 地域脱炭素の推進

地域のGXの実現に向けては、地域における脱炭素化と地域内経済循環の創出・拡大を一体的に進め、地方公共団体への継続的な支援を確保しながら、地域社会への裨益に繋げていくことが不可欠である。

とりわけ、GX 戦略地域は、脱炭素電源を活用した産業集積や地域内経済循環の拡大を図るための重要な制度として位置付けられている。本年2月まで地域選定の公募が実施され、4月には有望地域として1次審査通過地域が公表された。本年夏頃にはGX 戦略地域が認定される見通しである。

- GX 戦略地域の認定に当たっては、類型を問わず脱炭素電源の最大限の活用を求めること。脱炭素電源の偏在性や災害時のレジリエンスの観点を踏まえた地域分散型の産業立地を促進すること。

本年7月に閣議決定された「地域未来戦略」においては、自治体主導による「地域産業クラスター計画」や「地場産業成長プラン」の策定が進められている。また、各省庁の地方機関と地方公共団体が連携しながら、17の戦略分野における産業クラスター形成を進める方針が示されている。こうした取組を着実に推進するためには、継続的かつ総合的な支援が不可欠である。

- 地域未来交付金や各種財政措置による継続的な支援を行うとともに、インフラ整備、規制・制度改革、人材育成等について、各省庁の地方機関が連携し、地方公共団体に対する伴走支援を強化すること。

3. 地域に根ざした税制

地域のインフラを利用して得た利益は地域へ還元すべきことや、今後、AI・IoTなどの技術の発展、官民挙げたDXを目指す政府の方針により、無人事業所の増加が確実視される。

- 企業の事務負担の簡素化を図りながら、無人の発電施設を「法人事業税」の分割基準の対象とすること。

地域との共生を前提とした再エネ施策に関連し、法定外税の新設に向けた動きには、注目が集まっている。

- 「法定外税」については、再エネの普及促進や地域との共生など、幅広い観点から支援を検討すること。

4. 系統整備と系統用蓄電池の推進

再エネの主力電源化に際しては、系統整備や調整力の確保等を通じて統合コストを最小化することが求められている。特に、変動型再エネは天候や時間帯等により発電量が大きく変動するため、導入拡大に伴い電力需給バランスの維持や出力制御への対応が重要となっている。このため、余剰電力の吸収や需給調整を担う系統用蓄電池の役割は一層高まっている。

- 系統用蓄電池は、再エネの導入拡大に伴う調整力の確保や需給バランスの安定化に寄与する重要な手段であるが、事業採算性の確保が依然として課題となっていることから、導入支援の拡充を図るとともに、デマンドレスポンスの活用拡大も含めた総合的な対策を引き続き推進すること。

5. 次世代型太陽電池等の社会実装推進

ペロブスカイト太陽電池については、昨年度より導入支援事業が開始され事業化フェーズに入るとともに、本年6月、政府部門における導入目標が策定された。また、ペロブスカイト太陽電池は、政府の「危機管理投資」・「成長投資」の対象分野にも位置付けられており、我が国の産業競争力強化の観点からも重要性が高まっている。今後、導入拡大と産業競争力強化を両立していくためには、政府施設への率先導入や地方公共団体への支援等を通じて、公共部門全体で需要創出を進めていくことが重要である。

- 地方公共団体における導入目標の設定や導入計画の策定、先行導入事例の創出等への支援を強化すること。また、政府施設における導入成果や運用に関する知見を速やかに地方公共団体へ展開し、地域におけるペロブスカイト太陽電池の導入拡大を促進すること。

水素は、脱炭素化やエネルギー安全保障の強化、レジリエンス向上に資する重要なエネルギーである。水素社会の実現に向けては、地方公共団体や地域企業等が連携し、地域資源を活用した需要創出とサプライチェーン構築を進めていく必要がある。

- 地方公共団体や地域企業等が連携して取り組む地産地消型の水素サプライチェーンの構築や需要創出に対する支援を強化すること。また、地域資源を活用した先導的な取組の横展開を図り、地域における水素利活用を促進すること。

6. 洋上風力発電の導入

昨年8月に、第1ラウンドの秋田県「能代市・三種町・男鹿市沖」、「由利本荘市沖」及び千葉県「銚子市沖」の3海域における選定事業者の撤退を受け、第1ラウンドの再公募や第2・第3ラウンドの事業完遂に向け、価格高騰への対応等に関する検討が進められてきた。

- 6月に「一般海域における占用公募制度の運用指針」が改訂されたことを踏まえ、第1ラウンド案件の再公募を早期に実施すること。また、昨年12月に整理された事業撤退時のデータ承継の仕組みについて、円滑な事業承継に向け、「公募占用指針」への反映を確実に行うこと。加えて、知事の意見を最大限尊重する運用を徹底すること。
- さらに、将来に向けては、事業撤退時に発生する保証金等については、地域における洋上風力関連産業の育成やサプライチェーンの強化に活用することを検討すること。また、価格偏重の是正と併せて、非価格評価の適正化も不可欠であり、事業者選定に当たっては「地域への経済波及効果」を一層重視すること。
- あわせて、進捗中の洋上風力発電事業を遅滞なく確実に完遂させるため、事業の実施状況の確認やコスト高を踏まえた必要な環境整備を行うこと。

昨年度成立した「再エネ海域利用法」の改正により、排他的経済水域に設置される洋上風力発電設備について、長期間の設置を認める制度が創設された。今後は、浮体式洋上風力の導入拡大が期待されるとともに、日本と気象・海象条件が類似するアジア太平洋地域においても市場の拡大が見込まれており、我が国企業の競争力強化と海外展開を進めていくことが重要である。

- 海底ケーブル等の洋上風力発電設備に係る固定資産税の配分方針を早期に示すこと。浮体式洋上風力の技術開発やインフラ整備への支援を拡充し、風車・浮体の量産化やアジア太平洋地域への展開を見据えた市場環境の整備を進めること。

令和8年8月24日

自然エネルギー協議会 会長

阿部 守一